

1 審査会の結論

実施機関が行った本件公文書の特定及び部分公開決定は、妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 17 年 9 月 15 日付けでいなべ市情報公開条例（平成 15 年いなべ市条例第 8 号。以下「公開条例」という。）に基づき行った「いなべ市長が 9 月 15 日の市議会で地理情報システム（GIS）に関する森広大市議の議案質疑に対し『漏えいと言いますけど、全社に公開している』と発言した文書」（以下「本件対象公文書」という。）の公開請求に対し、いなべ市長（以下「実施機関」という。）が平成 17 年 9 月 27 日付けで行った公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、本件処分は、次の理由により取り消されるべきであるというものである。

本件処分で特定された公文書は、公開請求した文書ではない。公開請求した文書は、いなべ市長が平成 17 年 9 月 15 日の市議会で「漏えいと言いますけど、全社に公開している。」と述べた答弁の対象となった文書である。いなべ市長が「漏えいと言いますけど」と述べていることは、漏えいと見る見解があることを前提としたものであり、平成 17 年 9 月 14 日付けの伊勢新聞に掲載された文書を指したものと考えられる。市議会における答弁の時点で漏えいを指摘しているのは伊勢新聞の記事のみであり、いなべ市長が答弁で指している文書は伊勢新聞に掲載された文書と見るのが相当である。しかし、実施機関はいなべ市長の答弁を取り繕うために平成 17 年 9 月 14 日付けの伊勢新聞に掲載された文書を本件処分で特定された公文書に置き換えて部分公開決定とした。よって、本件処分を取り消し平成 17 年 9 月 14 日付けの伊勢新聞に掲載された文書の公開を求める。

なお、本件処分で非公開とされた箇所（企業名）については、請求した文書が本件と同様に非公開とされた場合に改めて判断するので、本件異議申立てではその当否についてあえて触れない。

3 実施機関の説明要旨

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、いなべ市がいなべ市地理情報システム構築業務の委託先を選定する過程で作成した文書であって、平成 17 年 6 月 27 日及び 28 日に実施された各業者のプロポーザルに対する審査員の評価結果を集計したものである。当該文書は、第 2 回目のプロポーザルの通知を行う際に、各社へ開催の通知とともに送付したものである。

(2) 異議申立人の主張する文書について

異議申立人がその異議申立書の中で指摘している各審査員 13 人の点数が記載された点数表は、本件対象公文書を作成するための集計途中のものであって、審査結果に係る決裁の手に使用したものではない。したがって、条例第 2 条第 2 号に定める決裁又は供覧等の手続が終了し、実施機関が現に保管又は保存しているものには該当しないと判断した。

(3) 部分公開理由について

プロポーザル評価点数表中の企業名（契約締結に至った 1 社を除く 6 社分）は、公開することによ

り、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報である。

実施機関では、既に評価項目ごとの合計点数を公開しており、当該公文書中の企業名を公開することにより、各企業からの提案に対するいなべ市の評価が明らかとなる。これらの情報は、条例第 9 条第 3 号本文に定める法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報に該当すると判断した。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 基本的な考え方について

いなべ市情報公開条例の制定目的は、市民の公文書の公開を請求する権利を明らかにし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進するというものである。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害され、又は行政の公正かつ適正な運営が損なわれたりするなど公益を害することがないように、原則公開の例外を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳格に解釈して、以下について判断する。

##### (2) 本件対象公文書の特定について

当審査会において公開請求の内容について確認したところ、平成 17 年 9 月 14 日付けの伊勢新聞に掲載された文書を請求したものと認めがたく、また、平成 17 年 9 月 15 日のいなべ市議会の会議録を確認したところ、いなべ市長の答弁の内容はいなべ市地理情報システム構築業務の委託先の選定に係る第 2 回目のプロポーザルを行う際に各社へ送付した文書を指していると認められる。したがって、実施機関が特定した公文書は、異議申立人が指摘するような恣意的なものとは認めがたく、公開請求の内容に対応したものと認められる。

##### (3) 異議申立人の主張する文書について

実施機関に対して当審査会が聴き取りしたところ、異議申立人が指摘する文書は、第 1 回目のプロポーザルの結果を集計する途中で作成したものと認められ、また、実施機関においては現に保管しているものではない。したがって、条例第 2 条第 2 号に定める決裁又は供覧等の手続が終了し、実施機関が現に保管又は保存しているものとされる公文書の要件を満たしているものとは認められず、異議申立人が指摘する文書の漏えいに関しては、当審査会は関知しないところである。

##### (4) 部分公開理由について

本件対象公文書には、提案業者名(7社)並びに品質要件等、システム機能評価、審査員点数及びデモンストレーション評価について点数化し、合計した数値が記載されている。これらの情報は、各企業の提案内容に対するいなべ市の評価結果を示す情報である。このような、公的機関であるいなべ市の情報が公開されることにより今後同様のシステムを導入する他の自治体等での判断に影響を与えおそれがあり、提案業者の不利益となる可能性がある。

したがって、条例第 9 条第 3 号本文に定める法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報に該当すると判断する。

##### (5) 結論

よって、実施機関の行った公文書の特定及び本件対象公文書中の提案者名(企業名)は条例第 9 条第 3 号に該当し部分公開決定が妥当であると判断し、主文のとおり答申する。

#### 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会処理経過

年月日	処理内容
平成 17 年 10 月 24 日	諮問書受理
平成 17 年 10 月 27 日	実施機関の経過及び非公開理由説明（第 5 回審査会）
平成 17 年 11 月 24 日	実施機関の追加説明（第 6 回審査会）
平成 18 年 3 月 23 日	審議（第 9 回審査会）
平成 18 年 4 月 27 日	審議及び答申（第 10 回審査会）

いなべ市情報公開・個人情報保護審査会

役 職	氏 名	備 考
会 長	坂東 行和	四日市大学総合政策学部教授
会長代理	伊藤 裕	鈴鹿国際大学国際学部教授
委 員	伊藤 征記	地元有識者 団体役員
委 員	杉岡 治	弁護士
委 員	杉浦 肇	弁護士